

[事案 23-14] 転換契約無効請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

本件契約の申込書・告知書に署名・押印した覚えはなく、自動振替貸付についても覚えがないことから、契約転換を無効とすること及び自動振替貸付による貸付元利合計額の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 9 月に、募集人に保険の見直しの依頼をしたところ、当該保険に立替金があることが判明した。また、契約時（平成 2 年 10 月）の告知書、約款等が手元になく、受け取った記憶もないことから保険会社に請求したところ、下記のとおり、不適切な取扱いがあったことが判明したことから、転換契約を無効にし、自動振替貸付による貸付元利合計額を返還してほしい。

- (1) 申込書・告知書に署名しておらず、印鑑も偽造され、勤務先も間違っていることから、本件申込書・告知書は、明らかに偽造されたものである。
- (2) 私の知らないところで自動振替貸付が発生し、集金時においても何らの説明もなく、自動振替貸付の存在を認識しないまま、解約時に解約返戻金から控除された。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申込書・告知書に記入された勤務先が間違っていることは事実であるが、その他の契約締結の際の事実関係については、20 年以上前のことであることから、詳細な事実の特定が困難である。
- (2) 申立人は、本件契約の有効性を前提とした給付金請求や保険料の支払を行っており、また、当社からの通知等により、本件契約の内容を確認していたと考えられる。
- (3) 仮に本件契約の成立自体に瑕疵があったとしても、申立人は本件契約を追認していると考えられ、本件契約は有効であるとみなされる。
- (4) 自動振替貸付については、申立人に対して、十分な通知等の対応を行ってきた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面等の内容に基づき審理したが、本件は、転換契約自体が有効でなければ、自動振替貸付の有効性については判断できないものの、下記の事実を明らかにするためには、単に当事者の事情聴取では足りず厳密な証拠調べ手続きを必要とするが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、厳密な証拠調べ手続きをもたないことから、かかる事実認定をすることは不可能であるため、本件は裁判手続において解決することが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項（4）により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件転換申込書及び告知書の署名は、申立人の他の文書の署名と相違している可能性が存在するが、各署名間には 15 年以上の時間的経過があり、署名が相違しているか否かは専門家の判断を経なければならない。
- (2) 当該申込書の署名が申立人の署名でないとしても、本件署名が申立人の授権に基づき第三者がなした可能性も存在するところ、本件は関与したとも考えられる申立人の母親が死亡している。

- (3)当該契約から 20 年以上も経過しており、当事者の記憶が薄れている。
- (4)本件転換後も一部を除き継続して保険料が支払われており、給付金請求もなされている等、申立人が本件契約を追認したと認定できる可能性がある。